

冬期間の水道利用

冬期間（12月～4月）は、積雪のため検針を行いません。この期間は、概算で毎月の水道料金を請求します。

冬期概算料金

前年の冬期間の使用水量（前年使用していない場合は、直近の使用水量）から、1か月あたりの水量を認定し、それをもとに計算した料金です。

冬期概算料金を確認ください

1月上旬に郵送する「冬期認定通知書」で確認ください。

冬期概算料金は変更できます

認定水量と実際の使用水量に大きな差がある場合や、使用人数の増減などで使用水量の変動が予想される場合は、自分で認定水量を設定することができます。希望する人は、お問い合わせください。

冬期概算料金の精算

5月に検針を再開し、6月に精算します。5月の検針までに転居などで閉栓する場合は、そのときに精算します。精算料金は、郵送される「冬期精算通知書」で確認ください。

自主検針

自分で水道メーターを検針し報告することで、実際の使用量で料

金を支払う方法です。希望する人は、お問い合わせください。

凍結による漏水にご注意を

倉庫や作業所、地区の集会所など、水道の利用が少ない施設などは注意が必要です。定期点検を行い、漏水を防いでください。

漏水したときは

市指定給水装置工事業者へご相談ください。

長期間水道を使用しないときは

休止手続きを

休止期間中は水道料金が発生しません。なお、休止と再開の手続きには、手数料がそれぞれ500円必要です。

問合せ

市上下水道料金センター

（かけ間違いに注意）

☎788・0220

営業時間

月～金曜日：午前8時30分～午後6時

日曜日：午前9時～正午

※土曜・祝日・年末年始は休業。

インターネットから水道の休止、再開の手続きは24時間受付できます

地下水の節水にご協力ください

市内の地盤沈下の原因は、消雪パイプの使用による地下水位の低下です。地盤は沈下すると、完全には元に戻りません。井戸の本数は年々増えており、地下水の汲み上げ量も増加しています。一人ひとりが節水意識を持ち、散水が必要最小限にすることが重要です。

使用前に機器を点検

降雪検知器や消雪パイプノズルの点検・調整を行い、無駄な運転や不要な散水の削減に努めましょう。

早期に散水を中止

2月中旬以降の温暖期に入り、建物の保全に影響しない程度であれば散水をやめましょう。

地下水だけに頼らない

消雪パイプと人力による除雪を併用することで、融雪効果は上がります。こまめに雪かきをしましょう。

地下水位などの情報

基準地下水位（11月30日の午前9時の地下水位）と比べた水位を12月1日(日)から市ウェブサイトで公表します。1時間ごとに情報が更新され、降雪量に応じた水位が適時確認できます。現在の地下水位を確認して、節水の大切さを考えましょう。

問合せ

環境交通課

☎773・6666



灯油の流出にご注意を

寒くなると、暖房器具などで灯油を取り扱う機会が増え、灯油の流出事故が毎年多発しています。その多くは、ホームタンクからの給油中にその場を離れてしまうことが原因です。河川などに流出した油の回収・処理費用は原因者の負担となります。

流出事故を防ぐために

- ・給油中は、その場から離れない。目を離さない。
- ・給油後は、ホームタンクのパルプを確実に閉める。
- ・配管に破損や腐食がないか定期的に点検する。

万が一に備えた対策

- ・防油堤（灯油があふれ出たときの受け皿）や給油を自動停止する補助器具を設置する。

流出してしまったら

- ・灯油が水路に流れ出ないように布きれや新聞紙などで吸い取ってください。河川などへの流出を防ぐため、水では洗い流さないでください。

・速やかに通報してください。

問合せ

環境交通課

☎773・6666

消防本部

☎782・9119

消防大和分署

☎779・4600